

## 衆議院法制局特定事業主行動計画

平成28年3月30日  
衆議院法制局長

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条に基づく「衆議院法制局特定事業主行動計画」の事項及び各事項に係る内容並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条に基づく「衆議院法制局特定事業主行動計画」の事項及び各事項に係る内容については、別記に記載するもののほか、「衆議院事務局特定事業主行動計画（平成28年3月25日）」に準じたものとする。

## 別記

### 第1 現状の把握及び分析

#### 1. 女性職員の採用状況

過去3年間における衆議院法制局職員の採用者に占める女性の割合は平均して30%を上回っている。(平成27年度では33.3%)

#### 2. 女性職員の登用状況

平成26年4月1日現在の職員に占める女性の割合を役職段階別にみると、指定職相当11.1%、課室長相当職21.1%、課長補佐相当職30.0%である。いずれの役職段階においても政府の第4次男女共同参画基本計画に定める成果目標(指定職相当5%、本省課室長相当職7%、本省課長補佐相当職12%)を超えている。

#### 3. ワーク・ライフ・バランスの推進状況

##### (1) 年次休暇の取得状況

平成24年から26年までの各年における年次休暇の平均取得日数はそれぞれ平成24年は12日、25年及び26年は11日となっており、ほぼ横ばいで推移している。

##### (2) 仕事と家庭の両立支援制度の活用状況

育児休業、育児短時間勤務、育児時間、育児・介護のための早出遅出勤務、男性職員の子どもの出生時における特別休暇、男性職員の育児参加のための特別休暇、子の看護のための特別休暇、短期介護休暇、介護休暇等の主な活用状況は次のとおりである。

##### ① 育児休業取得率

平成26年度の育児休業取得率は女性が100%(2人)、男性が20%(1人/5人)である。

##### ② 男性職員の子どもの出生時における特別休暇(2日間)の取得状況

平成26年度における取得状況は、取得率が80.0%(4人/5人)で、休暇取得者の平均取得日数は、1.8日である。

##### ③ 男性職員の育児参加のための特別休暇(5日間)の取得状況

平成26年度における取得状況は、取得率が20.0%(1人/5人)で、休暇取得者の平均取得日数は、4.0日である。

##### ④ 短期介護休暇、介護休暇の取得状況

平成26年度における短期介護休暇取得者数及び介護休暇取得者数は0人である。

### 第2 女性職員の採用及び登用の拡大

衆議院法制局職員採用総合職試験での採用者に占める女性の割合について

ては引き続き、計画期間における平均が 30%以上となることを目標とし、これを確実に達成する。また、女性職員の登用についても引き続き、積極的かつ計画的な登用の拡大に努める。

【目標（計画期間における平均）】

採用者に占める女性の割合 30%以上